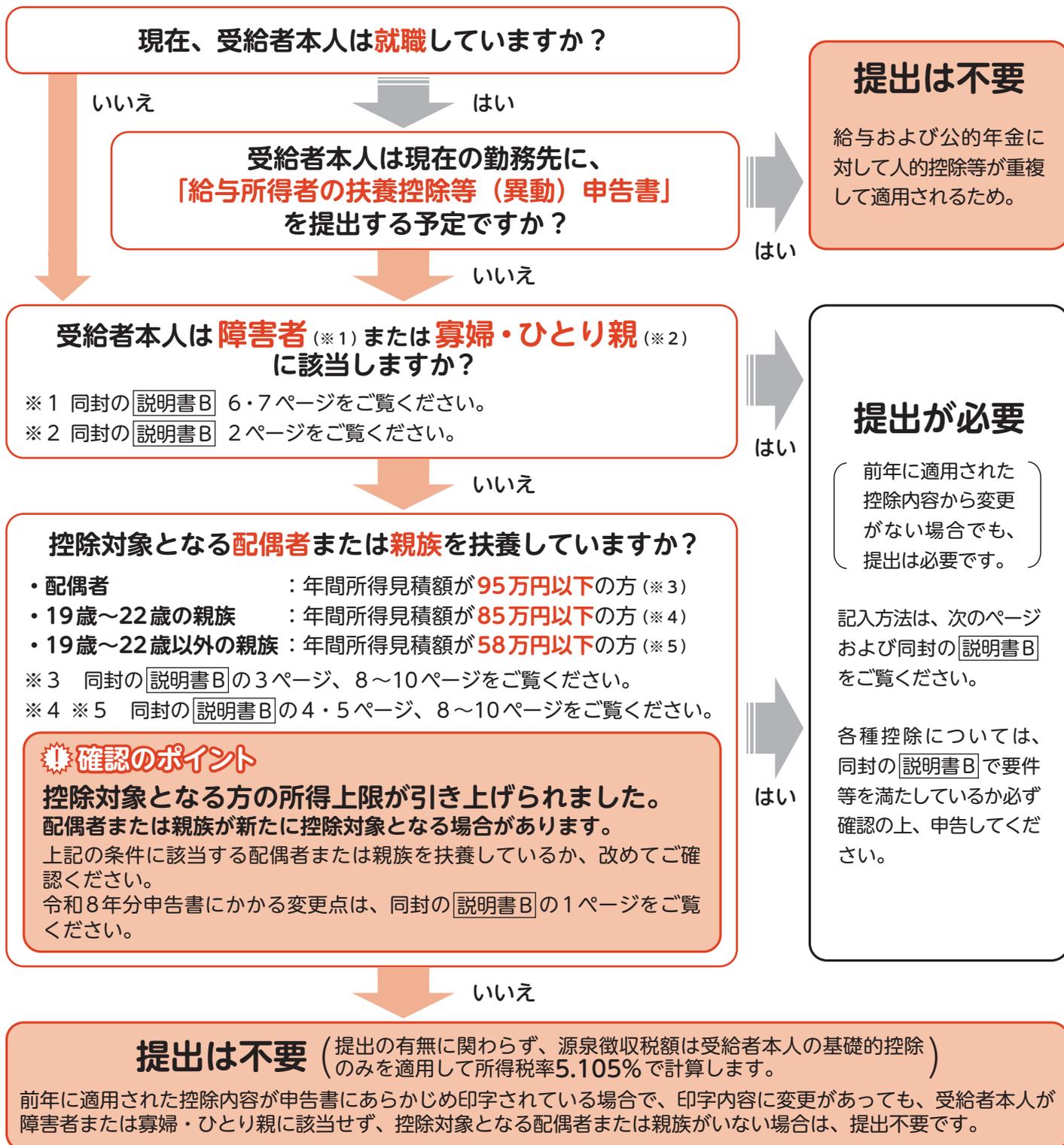


# 令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出にあたって

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「申告書」といいます。）の提出にあたっては、下の図および同封の「説明書B」を参考に提出が必要かどうかご確認ください。



● 老齢（退職）を給付事由とする年金は、「雑所得」として所得税の課税対象になるため、年金の支給の都度、所得税が源泉徴収されます。令和8年分の年金から源泉徴収する所得税について、配偶者控除等の各種控除を受けるためには、申告書の提出が必要となります。

# 記入方法

令和7年分の源泉徴収税額で適用されている控除内容を、該当項目にあらかじめ印字しています。訂正する場合は該当部分を二重線で消し、正しい内容を記入してください。新たに申告する場合は、必要事項を記入してください。なお、控除の申告にあたっては、令和8年12月31日時点想定して記入してください。

**B欄 控除対象となる配偶者**

**C欄 源泉控除対象親族・扶養親族**

①～③について、必ず記入してください。

① **提出年月日** 提出年月日を記入してください。

## A欄 受給者本人

② **氏名・代筆者氏名** (受給者との続柄)

受給者本人の氏名を記入し、受給者本人以外が記入している場合は代筆者の氏名と受給者との続柄を記入してください。  
続柄の例：夫、妻、子、孫、施設職員、成年後見人など

③ **電話番号**

日中連絡がつく電話番号または携帯電話の番号を記入してください。

④ **受給者本人の所得見積額**

⇒ **説明書B** の8～10ページ

年間所得見積額が900万円を超える場合は「900万円を超える」に○をつけてください。  
※900万円超の方は、配偶者控除（老人配偶者控除）の適用を受けられません。

⑤～⑭については、該当する部分を記入・確認してください。

## B欄・C欄

⑤ **障害者控除の要件**

⇒ **説明書B** の6・7ページ

### ●障害者控除の要件

該当する要件に○をつけてください。障害者手帳をお持ちの方は、必ず等級または障害の程度を記入してください。

### ●障害区分

該当する障害区分に○をつけてください。

《記入例》  
障害区分に「○」の印字がある場合

障害者控除の要件	身体手帳 級	精神手帳 級	療育 度	戦傷手帳 度	障害区分
受給者本人	⑥に該当	⑦に該当	控除認定書(障害者)	控除認定書(特別障害者)	1 普通障害
原簿認定	⑥に該当	⑦に該当	控除認定書(障害者)	控除認定書(特別障害者)	2 特別障害

印字の内容から変更がない場合でも、障害者控除を申告する場合は、障害者控除の要件を必ず記入してください。

⑥ **寡婦・ひとり親控除の申告**

⇒ **説明書B** の2ページ

### ●配偶者との離別事由

該当する事由のいずれか1つに○をつけてください。

### ●寡婦・ひとり親

「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○をつけてください。

※所得見積額が500万円超の方は、寡婦控除・ひとり親控除の適用を受けられません。

《記入例》「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○の印字がある場合

配偶者との離別事由(○は1つ)	1 寡婦	5 ひとり親
受給者の所得見積額が500万円超	1 死別	2 離婚
受給者の所得見積額が500万円超	3 生死不明	4 未婚(ひとり親のみ)
受給者の所得見積額が500万円超	寡婦	ひとり親

印字の内容から変更がない場合でも、離別事由のいずれか1つに必ず○をつけてください。

神田税務署長、各市区町村長 殿  
令和 7年 10月 10日 提出  
令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

資料 年金証書番号 元 年 種 別 基礎年金番号  
3:3 7:12:3:4:5:6:7:8 15:5:0:8 22:2:1 1:2:3:4:-:5:6:7:8:9:0

《障害者控除を申告する場合》  
該当する要件に○をつけ、等級などの必要事項を記入してください。

**A欄 受給者本人**

フリガナ コウリツ タロウ  
氏名 公立 太郎  
代筆者氏名 (受給者との続柄)  
電話番号 011(1234)5678  
性別 男 生年月日 昭和32年12月12日  
受給者の所得見積額 900万円を超える  
配偶者との離別事由(○は1つ)  
1 死別 2 離婚 3 生死不明 4 未婚(ひとり親のみ) 5 ひとり親 6 寡婦  
収入が年金のみ  
●65歳以上で年金額が168万円以下  
●65歳未満で年金額が118万円以下のいずれかに該当する場合、「0」を記入してください。

**B欄 控除対象となる配偶者**

フリガナ コウリツ ハナコ  
氏名 公立 花子華子  
住所 1 同居 2 別居 3 国外  
所得見積額 0円～58万円 58万円超 95万円以下 95万円超  
個人番号(マイナンバー) ※12桁  
扶養区分 老人  
《訂正する場合》  
訂正する箇所を二重線で消し、訂正してください。

**C欄 源泉控除対象親族・扶養親族**

フリガナ コウリツ イチロウ  
氏名 公立 一郎  
住所 1 同居 2 別居 3 国外  
所得見積額 0円～58万円 58万円超 85万円以下 85万円超  
個人番号(マイナンバー) ※12桁  
扶養区分 老人 特定  
《新たに申告する場合》  
必要事項を全て記入してください。  
《削除する場合》  
就職や死亡等により扶養親族として申告しない場合は、該当する欄全体を[X]で消してください。

**D欄 備考**  
B欄・C欄に記載した方の住所が「2 別居」「3 国外」の場合は、その方の氏名・住所を記入  
公立 京子 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
※扶養親族(16歳未満)およびE欄の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

**E欄 住民税に関する事項**  
B欄・C欄に記載した方で、令和8年に退職所得を受ける方の氏名・退職所得を除いた所得見積額を記入  
氏名 受給者との続柄  
公立 京子 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
《E欄の記入については、説明書Bの10ページ「令和8年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がいる方」をご覧ください。》  
《支払者》公立学校共済組合(法人番号) 8700150003179

**B欄** 生計同一で所得見積額が95万円以下の配偶者が対象。  
**C欄** 生計同一で所得見積額が58万円以下の扶養親族等が対象。(19歳以上23歳未満は85万円以下の方が対象。)

⑦ **フリガナ・氏名** 記入または印字内容を確認してください。

⑧ **個人番号(マイナンバー)**  
「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。

⑨ **受給者との続柄** 該当する続柄に○をつけてください。  
「9 その他」に○をつけた場合は、カッコ内に受給者との続柄を記入してください。

⑩ **生年月日** 元号に○をつけ、生年月日を記入してください。  
生年月日の年・月・日が一桁の場合は《記入例》  
それぞれ右詰めして記入し、先頭に「0」を記入してください。

《記入例》  
生年月日 120424

⑪ **扶養区分** ⇒ **説明書B** の4・5ページ  
該当する場合は、○をつけてください。

**老人**：70歳以上の方(生年月日が昭和32年1月1日以前の方)  
(所得見積額が58万円以下に限る)  
**特定**：19歳以上23歳未満の扶養親族等の方  
(生年月日が平成16年1月2日～平成20年1月1日の方)  
(所得見積額が85万円以下に限る)

⑫ **住所**  
受給者本人と同居、別居または国外に居住されているか、該当する項目に○をつけてください。  
別居・国外の場合は、D欄 備考にその方の氏名・住所を記入してください。  
※国外に居住の場合は、別途書類の提出が必要です。  
《説明書B》の11ページをご覧ください。

⑬ **所得見積額** ⇒ **説明書B** の8～10ページ  
●**[B欄] 控除対象となる配偶者の所得見積額**  
該当する所得見積額に○をつけてください。「58万超95万円以下」に○をつけた場合は、金額も記入してください。

《記入例》  
所得見積額 58万円 95万円超 58万円超 95万円以下 金額も記入 6:0 万円  
所得見積額=収入ではありません

●**[C欄] 源泉控除対象親族・扶養親族の所得見積額**  
該当する所得見積額に○をつけてください。

⑭ **障害者控除の要件** ⇒ **説明書B** の6・7ページ  
A欄⑤障害者控除の要件を参照してください。

# お問い合わせ先のご案内

## 国税庁（税についての相談窓口）

税に関する全般的なことや、所得見積額の詳しい計算方法等については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ等をご確認ください。なお、右の二次元コードから税務署の電話相談センターのWebサイトへ接続しますので、ご活用ください。



## 当共済組合の扶養親族等申告書に関するQ&A等

Q&Aを当共済組合のホームページに掲載しています。右の二次元コードからWebサイトへ接続しますので、ご活用ください。

■トップページ (<https://www.kouritu.or.jp>) ⇒年金受給者（待機者）向け手続き  
⇒年金Q&A 証明書等について（源泉徴収票、扶養親族等申告書、年金支払通知書）へをクリック🖱



## 公立学校共済組合本部 年金相談窓口

# ☎03-5259-1122

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時30分

- ・お問い合わせの際は、「年金証書番号」と「氏名」をお知らせください。
- ・扶養親族等申告書の送付直後および年金支給日の前後は電話が大変込み合い、お待たせする場合がございます。

## 各支部の年金相談窓口

●月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ●午前9時～12時・午後1時～5時

支部名	電話番号
北海道	011-204-5889
青森	017-735-3263
岩手	019-653-1547
宮城	022-211-3094
秋田	018-860-5232
山形	023-625-0123
福島	024-521-7803
茨城	029-301-6366
栃木	028-623-3440
群馬	027-226-4570
埼玉	048-830-6688
	048-830-6689※ (※)午前9時～12時・午後1時～4時
千葉	043-223-4116
東京	03-5320-6828
神奈川	045-641-7712
新潟	025-283-5119
	025-283-5103

支部名	電話番号
富山	076-444-2300
石川	076-225-1972
	076-225-1848
福井	0776-20-0561
山梨	055-223-1746
長野	026-234-5770
	026-235-7445
岐阜	058-272-8897
静岡	054-221-3623
愛知	052-951-8470
三重	059-229-0722
滋賀	077-528-4553
京都	075-451-1070
大阪	06-6944-2088
兵庫	078-362-3767
奈良	0742-22-1149
和歌山	073-423-6620
	073-499-7146

支部名	電話番号
鳥取	0857-26-7956
島根	0852-22-6284
岡山	086-226-7605
広島	082-513-4959
山口	083-933-4581
徳島	088-621-3182
香川	087-832-3795
愛媛	089-941-5393
高知	088-821-4813
福岡	092-641-4967
佐賀	0952-29-7524
長崎	095-894-3344
熊本	096-333-2680
大分	097-506-5479
宮崎	0985-26-7243
鹿児島	099-286-5207
沖縄	098-866-2066

## 扶養親族等申告書の再交付自動受付サービスのご案内（24時間受付・年中無休）

# ☎03-5259-8852

受付期間：令和7年10月8日～令和8年2月20日  
24時間対応の自動音声による受付です。

扶養親族等申告書の再交付のご依頼を専用電話（自動音声によるご案内）により受け付けるサービスです。あらかじめ「年金証書番号」をご確認の上、ご利用ください。